

## 人権救済基金Q&A

### Q 人権救済基金とは、どういうものですか。

A 裁判を起こしたいけれど、お金がないという人のためには、「法律扶助」制度があります。ところが、この制度は、訴訟をするための資力がないことの外に、裁判について勝訴する見込みがあることが条件になっています。

しかし、世の中には、いろいろな事件があつて、例えば、消費者問題などの事件で、1人の損害が5万円ぐらいしかないときでも、その損害を立証するためには、手間も費用もかかる場合があり、弁護士費用も支払わなければなりません。事件によっては、裁判にかかった費用の方が裁判で認められる費用よりも多いという場合もあります。

そのような消費者事件の被害者が、例えば、100人であつたとすれば、その事件の判決は、社会的に非常に大きな意味があります。

また、勝訴の見込みは少なくても、その裁判を起こすこと自体が、制度や法律の改善に役立つと言う事件も少なくありません。

このように、裁判自体に、社会的な意義があるとか、人権の救済に広く役にたつような事件を、市民全体で応援しようというのが人権救済基金という制度です。

### Q 具体的には、どのような事件が対象になるのですか。

A 高齢者、子ども、身体障害者、精神障害者、外国人等の人権に関する問題、消費者被害問題、両性の平等に関する問題、民事介入暴力問題などの人権の保障が十分でない立場にある状態の人たちの人権に関する事件で、その解決が公益的な意義を持つ事件などが対象になります。

例えば、多数の被害者があり、原因が共通しているような医療過誤や薬害の事件、被害者が多数の製造物責任を問う訴訟、社会保障の不備を問う事件などが対象になります。

### Q どのような援助がされるのでしょうか。

A 審査のうえで、社会的に意義のある事件と認められたものについて、弁護士費用とか、訴訟印紙代とか訴訟の遂行費用などで、限度額80万円までが援助されます。

また、裁判だけでなく、公益的な意義のある事件であれば、相談、調査、資料の収集、講演、出版物の刊行などの費用も援助の対象になります。

この援助費用は、後で返還していただくことが原則にはなっていますが、普通は、返還が求められるのは事件が終わってからになりますし、事情によっては、返還の免除が認められますので、積極的に御利用下さい。

### Q どこに援助を申し込めばいいのでしょうか。

A 京都弁護士会の人権救済基金あてに申し込んで下さい。

### Q 基金の有益なことは良く解りましたが、基金の財政は、現在どうなっていますか。

A 2015年度末で、約860万円の繰越金がありますが、必要な援助をするためには、まだまだ十分ではありません。この制度は、市民のみさんの寄付により成り立っておりますので、1口いくらからでも結構ですので、是非とも多数の市民により支えていただきたく、寄付についてもよろしくお願いいたします。

## 「人権救済基金」への寄付をお願いします

この基金が有効に機能していくためには、まず財政基盤をしっかりと確立することが大切です。そのためには、市民一人ひとりの善意によって、この制度を支えていただくことが必要です。多くの方々のご寄付を心よりお願いします。金額はいくらでもけっこうです。

寄付先 郵便振替口座 **京都 01050-3-8313**  
名称 **京都弁護士会人権救済基金**

寄付いただいた際に得た個人情報、事務処理のために使用する他、当弁護士会が主催する行事の案内物やその他の発行物をお送りする以外には使用いたしません。

QRコードで簡単アクセス！  
QRコードをスマートフォン・携帯電話で読み取ってください。京都弁護士会のサイトに簡単にアクセスできます。ぜひブックマークにご登録ください。



# 第38号

2016.4.24

人権救済基金運営委員会

きつとある あなたを支える 法と智恵

## 京都弁護士会

〒604-0971  
京都市中京区富小路通丸太町下ル  
TEL (075) 231-2378  
FAX (075) 231-2373  
<http://www.kyotoben.or.jp>

### 人権救済基金ニュース

#### 人権救済基金への更なるご支援を

京都弁護士会 会長 **浜 垣 真 也**

- 「基本的人権の擁護と社会正義の実現」（弁護士法第1条）は最大の弁護士の使命であり、この目的を達成するため、京都弁護士会はさまざまな活動を行っています。その活動の一つとして、当会は、1993年（平成5年）に「人権救済基金」を設けました。これは、人権の救済と伸長をめざす活動を推進するための基金です（会規第23号第1条）。
- 設立以来、豊田商事国家賠償請求事件、医療従事者のC型肝炎感染損害賠償請求事件、ヤコブ病損害賠償事件、入学金返還等請求事件、外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件、発達障害者の窃盗被告事件、アスベスト関連疾患に関する損害賠償請求事件、福知山花火大会での爆発事故に関する損害賠償等請求事件、カネボウ白斑被害事件損害賠償請求事件等々、民事・刑事・行政の各方面にわたり、同基金を使い支援して参りました。2016年（平成28年）3月末日現在、援助件数は、67件に及びます。
  - 援助の対象とした事件には、前述したような世の耳目を引いたもの以外にも、公益事件として人権保障の上で相当性を認めたものも数多くあります。
  - 援助の対象者は、現に京都府内に住所・営業所を有する者のみならず、過去に住所・営業所を有した者、府内でなくとも隣接する地域にそれらを有する者等、対象範囲を拡げています（規則第83号第7条、第7条の2）。
- もとより、同基金適用の判断は、当会の公正・中立な立場を害さないことを前提としたものです（会規第23号第5条3項）。社会的弱者を守るべく、当該活動はますますその重要性を増してきています。そのためには、十分な資金の裏打ちがなければなりません。かつて1400万円あった基金は、活動の拡がりと共に減少し、今日では半額の700万円台になってしまいました。弁護士会会員と市民の皆様の寄付に頼っているのが現状です。どうか制度の趣旨をご理解いただき、ご協力をお願い申し上げる次第です。

# 第20回法律援助を広げる市民のつどい

人権救済基金運営委員会 委員 田 箆 明

平成28年1月23日（土）、京都弁護士会地下大ホールにおいて「法律援助を広げる市民のつどい」を開催いたしました。

この「つどい」は、人権救済基金につき、市民の皆様に制度を理解していただくために毎年催しているイベントで、今回で20回を数えます。

今回の「つどい」は、認知症をテーマにした講演と、ハープとフルートの演奏によるミニコンサートを中心としたプログラムで、講演テーマが認知症という比較的身近な題材ということもあってか、100人を超える沢山の来場者がいらっしゃいました。

まず、白浜徹朗京都弁護士会会長から来場者の皆様にご挨拶があり、続いて、当委員会の委員長を務める石地春樹弁護士から、基金の制度について説明がなされました。

次に、基金を利用した近時の事例として、生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件について、担当された吉田雄大弁護士に事例報告をしていただきました。経済的・社会的弱者の法的救済のため基金が役立っている、まさに基金の趣旨に適した事例の報告だったと思います。

来場者の皆様の中には、当然のことながら基金についての知識をお持ちでない方も多くいらっしゃいましたが、制度一般の説明と、具体的な事例のご紹介を通じて、基金の意義や重要性についてご理解をいただけたのではないのでしょうか。



会場の様子

・ミニコンサート

堅い話が続いた後は、恒例のミニコンサートです。今回はハープ奏者の内田奈織さま、フルート奏者の岡田果奈さまをお招きしました。

演奏の構成は、前半2曲がハープのソロ、その後フルートも加わり2楽器のアンサンブルという流れでした。曲目は「星に願いを」のような西洋音楽だけでなく、本来は和楽器（琴と尺八）で演奏される「春の海」のような曲もあり、バリエーションに富んだ素晴らしい演奏で、皆さん聞き入っておられました。また、曲間に挟まれる内田さまのトークも軽妙で、楽しいひとときとなりました。



ハープ：内田奈織さん  
フルート：岡本果奈さん

前ページからの続き

|        | 事件名                              |
|--------|----------------------------------|
| 2011 年 | 破産債権届出事件（障害者を多数雇用した企業が5か月足らずで破産） |
|        | 地位確認等請求事件（偽装請負会社による解雇）           |
|        | 発達障害者の窃盗被告事件                     |
|        | 損害賠償請求事件（アスベスト関連疾患）              |
|        | 水族館施設設置許可取消請求事件                  |
| 2012 年 | 人権救済申立事件（父子家庭に対する医療費支給制度等の不備）    |
| 2013 年 | 大飯原発運転差止等請求事件                    |
|        | 損害賠償等請求事件（福知山花火大会での爆発事故）         |
|        | 損害賠償請求等事件（原発事故に関する訴訟）            |
| 2014 年 | カネボウ白斑被害損害賠償事件                   |
| 2015 年 | 生活扶助基準引き下げ処分取消請求事件               |

※上記のうち、控訴や上告についても援助した事件があります。  
2016年3月末時点での援助件数は、63件です。

## =2015年度人権救済基金報告=



### 収入の部

| 科 目       |        | ‘15 年度予算額  | ‘15 年度決算額  |
|-----------|--------|------------|------------|
| 1         | 会員寄附金  | 900,000    | 963,000    |
| 2         | 会員外寄附金 | 300,000    | 615,649    |
| 3         | 償還金    | 0          | 800,000    |
| 4         | 受取利息   | 2,000      | 1,627      |
| 5         | 雑収入    | 250,000    | 216,103    |
| 当期収入合計(A) |        | 1,452,000  | 2,596,379  |
| 前年度繰越金    |        | 9,056,581  | 9,056,581  |
| 収入合計(B)   |        | 10,508,581 | 11,652,960 |

※未収金を含む



### 支出の部

| 科 目           |  | ‘15 年度予算額  | ‘15 年度決算額 |
|---------------|--|------------|-----------|
| 援助金           |  | 3,500,000  | 2,500,000 |
| 活動費           |  | 800,000    | 539,252   |
| 雑費            |  | 10,000     | 5,162     |
| 予備費           |  | 6,198,581  | 0         |
| 当期支出合計(C)     |  | 10,508,581 | 3,044,414 |
| 当期収支差額(A-C)   |  | △9,056,581 | 448,035   |
| 次期繰越収支差額(B-C) |  | 0          | 8,608,546 |

※未払金を含む

＊これまでに基金で援助した事件＊

|        | 事件名                                                      |
|--------|----------------------------------------------------------|
| 1993 年 | 恩給受給地位確認等請求事件                                            |
|        | 豊田商事事件国家賠償請求事件                                           |
| 1994 年 | 外国人労働者未払賃金等請求事件                                          |
| 1995 年 | 一条山開発許可処分取消請求事件                                          |
|        | 児童扶養手当資格喪失処分異議申立、取消請求事件                                  |
|        | 障害者雇用問題国家賠償請求事件（控訴）                                      |
|        | 家庭教師賃金支払等請求事件                                            |
| 1996 年 | 障害者の刑事事件（上告）                                             |
|        | 医療従事者の C 型肝炎感染損害賠償請求事件                                   |
| 1997 年 | 市原野ごみ焼却場建設差止め請求事件                                        |
|        | ヤコブ病損害賠償請求事件                                             |
|        | 桂高校制服問題事件                                                |
| 1998 年 | 浮島丸公式陳謝等請求事件                                             |
| 2000 年 | 在日韓国・朝鮮人の障害基礎年金不支給決定取消請求事件                               |
|        | 日栄不当利得返還請求事件                                             |
| 2001 年 | 個人情報非訂正決定処分取消請求事件                                        |
|        | 大江山中国人強制連行・強制労働損害賠償等請求事件                                 |
|        | レンタルハウス被害者救済事件                                           |
|        | 半鐘山開発許可取消審査請求・河川占有許可等取消審査請求事件                            |
|        | 生活保護不当廃止損害賠償請求事件                                         |
| 2002 年 | ホームヘルパー養成講座事件                                            |
|        | 障害基礎年金についての生活保護変更決定処分取消請求事件                              |
| 2003 年 | 障害基礎年金不支給決定取消等請求事件（学生無年金裁判）                              |
|        | 中国残留孤児国家賠償請求事件                                           |
|        | 医薬品副作用被害についての障害年金不支給決定取消等請求事件                            |
| 2004 年 | 障害厚生年金未給付国家賠償請求事件                                        |
|        | 洛西ニュータウンマンション建築工事差止等請求事件                                 |
| 2005 年 | 在日韓国・朝鮮人の老齢年金不支給措置国家賠償請求事件                               |
|        | 自衛隊イラク派遣差止等請求事件                                          |
|        | 菓害イレッサ西日本訴訟（損害賠償請求事件）                                    |
|        | 船岡山マンション建築確認処分取消審査請求事件                                   |
| 2006 年 | ①遺族補償給付等不支給決定取消請求事件<br>②労働災害損害賠償請求事件                     |
| 2007 年 | 船岡山マンション建設損害賠償請求事件                                       |
|        | 嘱託職員賃金差別事件                                               |
| 2009 年 | 障害補償給付支給処分取消請求事件                                         |
|        | 入学金返還等請求事件                                               |
| 2010 年 | 障害者自立支援法に基づく利用者負担免除等請求事件                                 |
|        | ①外国人学校に対する強要・威力業務妨害等告訴事件<br>②外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等仮処分申立事件 他 |
|        | 外国人学校に対する街頭宣伝活動禁止等請求事件                                   |
|        | 国家賠償請求事件（DVの被害届に関連する二次被害）                                |

次ページへ続く

・講演

メインプログラムの２つ目は、「認知症 ともに暮らそうこの街で ～『ぼけ』でも心は生きている～」と題し、公益社団法人「認知症の人と家族の会」代表理事の高見国生さまにご講演いただきました。

高見さまからは、認知症のメカニズムや、家族としてどのように接したらよいかについて、実体験をもとにした非常にわかりやすいお話をうかがうことができました。

特に印象的だったのは、次のようなお話です。

認知症の人は、最近の記憶からなくしていきます。症状が進行してくると、数十年前に遡った時代を生きているような感覚になってくるのです。すると、自分が生きていると思っている時代の環境と全く異なる現在の環境が受け入れられない。だから、自宅にいるのに、そこが他人の家だと思い込み、夕方になると「帰ります」と言ったり、自分の息子が目の前にいるのに、数十年前のかわいらしい姿と似ても似つかぬ姿になったおじさんが息子だとは全く思わず「誰ですか」と言ったりするんです。

実の親に、あんたなんか知らんというようなことを言われると深く傷つきます。私自身、そのような経験をしたことがあり、今もそういう家族の方から相談を受けることがある。その度に「お母さんはあなたのことを忘れたわけじゃない。あなたの一番かわいい姿を心に留めて、その思い出とともに生きているんだ」と言って励ましています。



高見国生様

このお話を聞いて、漠然としていた認知症というもののイメージが明確になったような気がします。会場の皆様の中にも、ご自分の実体験と照らし合わせてでしょうか、ところどころ深くうなずいている方がいらっしゃいました。

高見さまのお話は、綾小路きみまろを彷彿とさせるような、ユーモア溢れる毒舌を交えた楽しい語り口でしたが、お母様のことを話すときには涙ぐむ場面もあり、家族としての思いの強さ、それゆえに大きな苦労があったことがうかがわれました。

講演後、若干の質疑応答があり閉会となりましたが、笑いあり、涙ありの良い「つどい」となりました。最後に実施したアンケートでも、ミニコンサート・講演に対する感想を中心に、多くの好意的な意見をいただいております。

来年度も引き続き、市民の皆様に興味を持っていただき、かつ制度に対する理解を深めていただけるような「つどい」を開催したいと考えていますので、奮ってご参加のほどよろしく願いいたします。



# 亀岡駅北開発問題／京都スタジアム建設に関わる二つの行政事件～水害とアユモドキ

弁護士 飯田 昭

## 1. 亀岡駅北開発～二つの裁判

亀岡駅の北側において予定されている、駅北土地区画整理事業（組合施行）と球技専用競技場（京都スタジアム（仮称））建設を含む「京都・亀岡保津川公園」の都市計画公園事業をストップさせるために、2013（平成 25）年の台風 18 号により浸水被害を受けた周辺住民ら約 150 名が原告となって二つの取り消し訴訟を提起し、8 名の常任弁護団でこれを支援しています。

土地区画整理事業については 2014（平成 26）年 12 月 4 日に土地区画整理組合設立認可取消請求訴訟（以下、「区画整理訴訟」）を提起、京都スタジアム建設を含む都市計画公園事業については、2015（平成 27）年 1 月 13 日に都市計画公園事業認可取消請求訴訟（以下、「スタジアム訴訟」）をそれぞれ提起し、現在二つの訴訟（被告は亀岡市）は京都地裁第 3 民事部において併合審理されています。

人権救済基金からはスタジアム訴訟に対し多大な支援を頂き、コピー代や専門家費用等に使用させて頂いており、住民・弁護団一同、改めて、京都弁護士会が築いてきたこの制度のありがたさをかみしめているところです。

## 2. 二つの目的～アユモドキの保全と水害の危険を食い止める

訴訟の目的は、大規模スタジアムと駅北土地区画整理事業の開発を止めることですが、一つには、希少生物であるアユモドキを守ること、もう一つには、本件事業地及びその周辺地は、常襲浸水地であり、このような土地を開発することにより将来的に生じるであろう水害の危険を食い止めることです。

### 2-1 水害の危険

亀岡駅北区画整理事業予定地とスタジアム予定地の位置関係は【写真 1】の通りです。予定地は、保津川直下流に保津峡の狭窄部があることから、洪水が逆流して氾濫する浸水常襲地であり、長らく遊水池として機能していた田畑で、都市計画の線引きでは、「溢水、湛水、津波、高潮等による災害の発生のおそれのある土地の区域」（同施行令 8 条 2 号）と

しての市街化調整区域でした。

亀岡駅から北側をみると【写真 2】のように事業予定地が見えます。2013（平成 25）年 9 月の台風 18 号の時には、【写真 3】のような浸水状況で、道路部分以外は、完全に水没したことがわかります。

ところが、サッカースタジアムの建設ありきで、駅からスタジアムに至る範囲を、区画整理を名目に住宅・商業用地として開発し、駅北の「活性化」を図ろうとする計画です。

【写真 1】

駅北区画整理・スタジアム予定地(航空写真)



【写真 2】



そして、駅北については、区画整理を行うために市街化調整区域を市街化区域に変更して実施しようとし、スタジアムの方は、都市計画公園事業であることから、市街化調整区域であるにもかかわらず、開発許可を受けることなく実施しようとしています。

水害の危険との関係での亀岡市側の説明は、2009（平成 21）年の保津川の第 1 段階の改修（当面改修）で洪水確率は 10 年に 1 度の危険レベルに向上したから市街化区域にしたというものですが、第 2

段階（30 年に 1 度確率）、第 3 段階（100 年に 1 度確率）の改修（これらは、下流の保津峡を拡幅しない限り不可能）を達成したのであればともかく、当面改修後の上記台風 18 号被害をみても、開発抑制を継続する必要性は明らかです。

殊に、区画整理では区域内に約 4 メートルの盛土をするわけですから、これまでも水害に繰り返しあってきた周辺住民にとっては、生命・身体・財産が脅威にさらされることとなります。

【写真 3】



### 2-2 アユモドキの保全

スタジアム建設が何故起きてきたのでしょうか？

京都には、西京極陸上競技場というパープルサンガが本拠地とするスタジアムがありますが、陸上競技の全国大会と J リーグを開催する関係から日程調整が困難だということで、球技専用競技場の整備が検討されていました。その候補地として城陽市の河川敷など数カ所が検討されてきましたが、駅北開発を指向する亀岡市が積極的に動いた結果選定されて、J R 亀岡駅北側において、京都スタジアム（仮称）が建設されることになったのです。

ここでの問題は、水害問題に加え、スタジアムを含む南丹都市計画公園事業は、アユモドキの生息地を事業予定地としていることです。

アユモドキ【写真 4】は、国の天然記念物、環境省レッドリストの絶滅危惧ⅠA 種（CR）、京都府の絶滅寸前種に指定されているばかりでなく、京都府の 1 ヶ所（本計画地）、および岡山県の 2 ヶ所に生息・繁殖場所が残るのみとなっており、種の存続が極めて危機的な状況にあります。また、アユモドキは当該事業地におけるシンボリックな生物ですが、保津川の河川空間には、他にも、アカザ、アジメドジョウ、スナヤツメ、イチモンジタナゴなどの魚類、カイツブリ、トラツグミ、イソシギ、

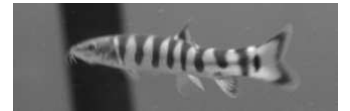
イカルチドリ、オオヨシキリなどの鳥類、ワラハハコ、カワヂシャ、コガマ、ホザキノフサモ、ウキヤガラなどの植物などが生息しており、多様な生態環境を構成しています。

このような土地を開発することにより、アユモドキを頂点とする多種多様な生物の生態系に対して絶滅の危険性を含む多大な影響があると考えられます。

この間、アユモドキについては、日本魚類学会をはじめ多くの自然保護団体が開発の中止を求める意見書・声明を出していましたが、国際自然保護連合（IUCN）もアユモドキを絶滅危惧種の最上位であるⅠA 類（CR）に正式に指定しました【記事 1】。これは、スタジアム開発計画によるアユモドキの危機的状況が世界的に認識され、その保全が地球的規模でみても優先度が高いと判定されたものです。京都府の設置した環境保全専門家会議の繁殖実験や生態系調査の検証結果も昨年末に終わる見込みがなお終了しておらず、府は当初の予定を 1 年延ばして本年 4 月に予定していたスタジアムの着工を更に 1 年程度延期せざるを得ませんでした【記事 2】。

訴訟はまだ始まったばかりで、この種裁判には、原告適格、行政事件訴訟法 10 条 1 項の問題、行政裁量等々かなりのハードルが待ち受けておりますが、原告団・弁護団では本訴訟に全力で取り組んでいきますので、今後ともご支援いただきますようお願いいたします。

【写真 4】アユモドキ幼魚（生後 1 年）



【記事 1】



【記事 2】

